

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和2年8月19日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名 せたがや産業創造プラットフォーム構築運營業務委託

(2) 事業目的

平成30年度に策定した「世田谷区産業ビジョン」及び「世田谷区産業振興計画」における“せたがや価値創造プロジェクト”に基づき、今後IoTやAIといった新たな産業技術が進化し、生活や社会での活用が進んでいく中においては、「世田谷ワークスタイル」や「せたがやビジネスモデル」などについて地域経済を担う様々なステークホルダーにより創出していくことが重要であり、そこで、区内の多様な企業・スタートアップ・フリーランス・プロボノ※・大学・金融機関など異業種により構成される産業連携プラットフォームを構築し、上記のような観点から地域経済を活性化する新たな事業を展開することを目的とする。

(3) 業務内容

(i) せたがや産業創造プラットフォームの構築

SNS や効果的な広報媒体の活用や、区内企業・団体等と協力し、地域経済のステークホルダーである区内企業・スタートアップ・フリーランス・プロボノ※（会社員など）・大学・金融機関などの担い手の中で、10年後の地域経済を支える層（20代～40代を想定）を中心として様々な異業種で構成する人材のプラットフォームサイトを構築すること。【想定人数：（初年度）50～100人程度】

※プロボノ：各分野の専門家が職業上持っている知識やスキルを無償提供して社会貢献する方

【留意事項】

- ・プラットフォームを異業種の事業者・人材や区民に効果的にPRするため、キービジュアル・タイトルを作成すること。
- ・プラットフォームサイトの構築にあたっては、プラットフォーム会員登録の機能など、プラットフォームを効果的に運営するための機能を紐づけること。

(ii) プラットフォームイベントの開催

プラットフォーム開設後、異業種の事業者が参加できる効果的なイベントを1回開催し（リモートでの開催も可）、地域産業・経済に存在する課題やそれに対応する新規事業のアイデアを議論し、さらにはプラットフォームのメンバー登録を促すこと。

<次年度以降の業務について（予定）※予算配当を根拠とする>

初年度に開設したプラットフォームを活用し、異業種連携によるコミュニティ形成・拡大を進め、そこでは地域経済の活性化に資する異業種と既存産業による新規プロジェクトの実施、地域課題を解決する社会起業家の育成プロジェクト等を実施していくこと。

- (4) 履行期間 契約の日（令和2年10月上旬頃）から令和3年3月31日まで（予定）
※令和3年度以降についても、引き続き同じ事業者と随意契約する予定がある。ただし、各年度の本事業に係る予算配当があること及び前年度の業務の履行が良好であると区が判断すること、また、事業の手法を変更しない場合に限る。

2 参加資格要件

次の（1）から（5）までの要件を全て満たす法人であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を受けていないこと。
- (2) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (3) 都道府県民税・市町村民税又は法人市民税、固定資産税、都市計画税等を滞納していないこと。
- (4) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更正手続き開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないものであること。
- (5) これまで同種又は類似の業務を受託した経験を有すること。

3 提案書の提案者を選定するための基準

本件では提案書提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。参加資格が確認できた者にはプロポーザル招請通知を送付する。

4 提案書を特定するための評価基準

- (1) 実施体制に関する事項
 - ・業務責任者などの実績、経歴等
 - ・配置人員、役割、区との連絡体制等
- (2) 同種・類似業務の実績
- (3) 実施方針
- (4) せたがや産業創造プラットフォームの構築について
 - ・プラットフォームへの参加企業・人材を確保する手法が有効かつ実現性があるか
 - ・プラットフォームがキービジュアル・タイトルなどにより効果的なブランディングが計画されているか
 - ・区内産業及び経済状況の現状を認識し、整理・分析を的確に行う能力があるか
 - ・本業務を履行するにあたっての強み、PR など
- (5) プラットフォームイベントについて
 - ・プラットフォームへの参加企業・人材を確保するための効果的なイベントであるか

- ・本業務を履行するにあたっての強み、PR など
- (6) 次年度以降の業務について (予定)
 - ・プラットフォームの活用によるコミュニティ形成能力
 - ・プロジェクト企画提案能力及び当該事業の実現性
 - ・プロジェクトを効果的に区民及び事業者にPR するための手法・計画の有効性
 - ・本業務を履行するにあたっての強み、PR など
- (7) 見積金額の妥当性

5 手続き等

(1) 担当部署

世田谷区 経済産業部 産業連携交流推進課 担当 山本、宮城
 住所：〒154-0004 世田谷区太子堂 2-16-7 三軒茶屋分庁舎 4階
 TEL：03-3411-6653、FAX：03-3411-6635
 E-mail：sea03647@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

期 間：令和2年8月19日(水)～令和2年9月2日(水) 正午
 (土日・祝日を除く、8時30分～17時まで)

場 所：上記(1)に同じ

方 法：窓口配布、又は区のホームページからダウンロードに限る。

区ホームページ → 仕事・産業 → 産業 に掲載

(3) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

期 限：令和2年9月2日(水) 15時まで(必着)

場 所：上記(1)に同じ

方 法：上記(1)の窓口への持参、郵送

(4) 提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

期 限：令和2年9月25日(金) 正午(必着)

場 所：上記(1)に同じ

方 法：上記(1)の窓口への持参、郵送

6 その他

- (1) 提案書作成に要する費用は提案者の負担とする。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約保証金 免除
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 当該業務に直接関連する他の委託契約を当該業務の委託契約相手先との随意契約により締結する予定の有無 無
- (6) 区が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める。なお、追加書類の提出に係る費用は提案者の負担とする。
- (7) 提出期限以降における参加表明書及び提案書の差替え又は再提出は認めない。
- (8) 提出された参加表明書及び提案書は返還しない。
- (9) 参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした場合は失格とする。
- (10) 提案書の提出後に2の参加資格要件に該当しないこととなった者は、提案書審査

及び契約交渉の対象としない。

- (1 1) 契約は区と詳細な仕様の内容について協議を行ったうえで締結するものとする。
- (1 2) 本プロポーザルは契約候補者の選定を目的とし、契約において区は選定された提案書の内容に拘束されない。
- (1 3) 本件の成果物に関する一切の権利は区に帰属する。また、本件により新たに作成された著作物等について、本件の受託者は区の許諾なくして独占的な権利を設定してはならない。
- (1 4) 区はこの案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号及び名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (1 5) 詳細は説明書による。